

日田市人権教育基本方針

令和4年4月1日

日田市教育委員会

人権教育のねらいは、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの個性を大切に、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、互いの尊厳や価値を尊重しようとする意識や意欲、態度を育て、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力をつけていくことです。

そのねらいを実現するために、市民一人ひとりが、人権に関する正しい知識を得るとともに、人権課題を、他人事とせず自分の課題として考えることが大切です。さらに、私たちが暮らしている社会全体の課題と捉え、その解決に向け行動しようとする人権感覚を自分の中に育てていくことが必要となります。

よって、日田市教育委員会では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「大分県人権教育基本方針」「日田市人権施策基本計画」及び「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」等を踏まえ、あらゆる人権課題の解決に向けて主体的かつ積極的に行動していける力となる知識や人権感覚を育てていくために、学習教材・資料、学習プログラムや学習の機会を提供していきます。また、様々な人々と出会い、ふれあい、語り合うことができる場を設定するなどして、学校・家庭・地域・職場等のあらゆる分野における人権教育の総合的な推進を図ります。

1 個別的な人権課題の現状と基本的な考え方

日田市では、市内で起こった部落差別問題に関する差別落書きなどの差別事象を、重要な課題と捉え、2010（平成22）年7月に「差別をなくす日田市民集会」を開催しました。その際、採択された「差別をなくす日田市民集会宣言文」には、「市民一人ひとりの力を結集し、あらゆる差別に立ち向かい、人権が尊重される、明るく差別のない日田市」を目指すことが表明されています。そうした中、2016（平成28）年には、差別を解消することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の3つの法律が施行されました。

こうした現状を踏まえ、一人ひとりの人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考えが守られ、誰もが心豊かに幸福な生活を営み、生きがいと希望の持てる社会をつくっていくために、以下の個別的な人権課題の解決に向けて人権教育の推進を図ります。

[部落差別問題]

部落差別問題は、我が国における重大な人権課題の一つで、そっとしておけば自然に解決するものではありません。今もなお部落差別問題に関する偏見や無知によって起こる、結婚や就職、住居購入等での差別事象、インターネット上での差別的情報の流布、差別落書きなどが身近な問題として挙げられます。

そこで、差別の現実と正面から向き合い、その課題を明らかにし、解決していく手

立てを学んでいく必要があります。そのため、市民一人ひとりが、部落差別問題に関する歴史的経緯等を十分に認識し、部落差別問題を正しく理解し、この問題の解決に向け積極的に実践できる力を育めるように、これまでの部落差別解消のための教育の成果を踏まえながら取り組んでいきます。

[女性に関する人権問題]

女性に関する人権問題は、男性も含めた人間としての生き方に関わる課題です。

「職場での差別待遇」や「男だから・女だから」という固定的な観念による役割分担、「セクシュアル・ハラスメント」等が身近な問題として挙げられます。

そこで、性別にとらわれることなく、個人としての生き方や考え方を尊重し、お互いに協力して支え合う心を育てていく必要があります。よって、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を築いていくため、男女平等観の形成を促進する教育を、学校・家庭・地域等、社会のあらゆる分野において取り組んでいきます。

[子どもに関する人権問題]

子どもたちを取り巻く環境は全国的に大きく変化し、いじめ、児童虐待、子どもの貧困、インターネットを介した被害等の問題など、子どもの人権を侵害する問題は深刻な状況にあります。特に子どもの生存と発達に関して重大な影響を与える「いじめ」や「児童虐待」等は、身近な問題として挙げられます。

そこで、子どもたちへのそうした人権侵害を防ぎ、自己肯定感を高めながら自分に誇りを持ち、相手を大切にしようとする意識を社会全体で醸成し、子どもたちへ示していく必要があります。よって、大人たちは、保護の責任を果たすとともに、未来を担う子どもたち一人ひとりを「人権を持つ主体」として尊重し、子どもたちが豊かな人間性や社会性、及び自己の権利を適切に行使していける力を育めるように取り組んでいきます。

[高齢者に関する人権問題]

高齢化が急速に進み、高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとっても社会にとっても極めて大きな課題となってきています。一人暮らしや将来的な老後への不安、さらに経済的自立等が身近な問題として挙げられます。

そこで、高齢者自身が自らの知識と経験を生かして、積極的に社会参加できる環境をつくることや、高齢者各人が望む多様な生き方が理解され、尊重される必要があります。よって、人権が尊重された介護・福祉等の在り方への理解を深めるとともに、他世代との交流などを通して人生の先達として高齢者への敬意や感謝の思いを持ち、高齢者が主体的に自らの役割を果たすことのできる社会づくりへの意識を高めていけるように取り組んでいきます。

[障がいのある人に関する人権問題]

障がいのある人々に対する配慮や理解は十分とは言えず、物理的、社会的、制度的、心理的等の様々な障壁により、その自立と社会参加が阻まれている状況があります。就労の機会や働く場の確保、施設設備が十分でないこと、障がいのある人の

意見や行動に対しての理解が得られにくいことなどが身近な問題として挙げられます。

そこで、障がいのある人も含め、すべての人が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を、生まれながらに有することへの理解を深めるとともに、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の履行など、障がいのある人への差別の解消に向けた意欲、態度を育む必要があります。よって、障がいのある人との交流を深めたりすることで、障がいや障がいのある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する学習を深め、障がいのある人が地域で安心して生き生きと暮らせる社会づくりへの意識を高めていけるように取り組んでいきます。

[外国人に関する人権問題]

歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等の人権問題のほか、外国人に対する様々な人権問題が生じています。在日韓国・朝鮮人に関する歴史的背景を踏まえた人権課題への理解や、日本で生活することとなった外国籍の人々については言語、文化、生活習慣の違いに対する理解等の不足が身近な問題として挙げられます。また、外国人に対するインターネット上も含めたヘイトスピーチ（憎悪表現）も社会的に大きな問題となっています。

そこで、国際的視野に立って異文化を尊重し、異なる文化・習慣を持った人々と理解し合えるようにしていく必要があります。よって、これまでの歴史的背景や外国人の持つ文化や多様性を学び、互いに認め合うことで、外国人に対する偏見や差別意識を解消していくように取り組んでいきます。

[HIV感染者・ハンセン病患者等に関する人権問題]

HIV感染症・ハンセン病等の病気に対して人々が持っている偏見は、しばしば社会的な差別や排除の原因になります。感染症等の病気についての誤った知識や理解不足、偏見による、感染者・患者や元感染者・元患者、またはその家族に対する、病気を理由とする不当な扱いや差別的な言動などが身近な問題として挙げられます。

そこで、病気を持った人やその家族等の「きつさ」や「つらさ」からの学びなどを通して、感染症等の病気への偏見や曖昧な思い込みを無くしていく必要があります。よって、患者やその家族の人権を保障していくためにも、感染症等の病気を正しく理解し、患者などに対する人権侵害について基本的人権の観点から学んでいけるように取り組んでいきます。

[性的指向・性自認に関する人権問題]

性的指向や性自認など人の性のあり方は多様です。しかし、依然として、社会には同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人などに対する根強い偏見や差別、性の多様性を認めない慣習等があり、性的指向や性自認に関して社会的に少数者とされている人（以下、性的少数者）の多くは、自分の性のあり方を明らかにできず、自分らしく生きることを妨げられているという現実が身近な問題として挙げられます。

そこで、性のあり方は多様であることを認識し、性のあり方によらずすべての人

が安心して生活できる環境づくりが必要です。よって、性の多様性についての基本的な知識や性的少数者の思いについて学ぶことを通して、すべての人の性のあり方が多様であることを理解し、偏見にとらわれないとともに性のあり方に関わる問題を自己の課題として受けとめられるように取り組んでいきます。

[インターネットによる人権侵害の問題]

パソコンやスマートフォン等携帯情報端末の普及により、インターネット上に載せられた誤った情報や偏った情報をめぐると問題が生じています。他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現や情報、不特定多数が集まるサイト等の悪用、ネットを利用した悪質商法の被害などが身近な問題として挙げられます。

そこで、ネット社会は画面の向こうに人が存在し、人と人とが繋がっている世界であることを実感していく必要があります。よって、インターネットの特性を踏まえ、年齢に応じた、情報モラル（インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道德上の規範）や情報リテラシー（情報活用能力）の育成に取り組んでいきます。

[様々な人権に関する問題]

社会が複雑、多様化し、また人々の人権意識が高まることによって、新たな人権課題や今まで見過ごされてきた人権課題が生じると考えられます。

よって、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権問題、アイヌの人々に対する偏見や差別問題、災害や感染症に関連した人権問題やプライバシーをめぐると問題等の様々な人権問題について、一人ひとりの個人の尊厳を守るという姿勢に立って、正しい理解と認識を深めていけるように取り組んでいきます。

2 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、「自他の人権を守るための実践行動ができる力」の育成を目指し、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の理念を踏まえ、学校教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

- (1) 人権教育推進体制を確立し、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を推進します。
- (2) 児童生徒の実態を把握し、一人ひとりが夢や希望を実現するために必要な力をつけるための進路保障に取り組みます。
- (3) 児童生徒が、他者とのつながりを意識したり、様々な人と出会ったりすることで、人の生き方や考え方にふれ、自己肯定感を高めることのできるように指導内容を充実します。
- (4) 児童生徒が、知識を行動につなげていくことや、自分で「感じ、考え、行動する」主体的、実践的な活動ができるように指導方法を工夫します。
- (5) 教職員の人権意識や人権教育の実践力を高めるための研修を実施するとともに、教職員が人権教育指導者としての自覚を深め、地域社会の人権教育・啓発活動へ参加していくことを推進します。

(6) 保護者や地域住民を対象とした人権講演会等の開催や、小・中学校間を中心とした人権の視点を基盤とした交流の取組を推進します。

3 社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる社会の実現に向け、社会教育課や地区公民館が主催する事業で講座等の学習活動の推進と合わせて、人権・部落差別解消推進課などと連携を取りながら、各種人権研修における講師等の人材紹介など、人権教育の充実に向けた支援体制を確立します。

- (1) 部落差別問題をはじめ、偏見や先入観等による様々な差別や、新たに発生しているインターネット上における人権侵害などの解消に向け、社会教育課や地区公民館が主催する事業などの学習の場における人権教育を積極的に推進します。
- (2) 「人権に関する市民意識調査」による市民の様々な実態を把握し、人権教育の内容や、形態に工夫を凝らした学習活動を推進します。
- (3) 社会教育に携わる公民館職員の人権に関する知識や、理解を深めるための人権教育研修を推進します。
- (4) 体験的参加型学習などを取り入れた人権学習会の実施に必要なファシリテーターなどの指導者の育成を目指すため、学習内容やプログラムの工夫に努めます。

4 教材等の開発・整備及び情報の提供

人権教育にかかわる学習・研修を効果的に進めるためには、学校教育及び社会教育それぞれ必要に応じた学習教材・資料、学習プログラム等が必要です。そのために、発達段階や人権課題に応じた学習教材・資料等の開発や整備、学ぶ人が主体的に活動できる体験的参加型学習などを取り入れた学習プログラムの作成を行っていきます。また、市報や日田市のホームページ等を活用し、人権に関する学習会や研修会、講演会の開催などの情報を積極的に提供していきます。

5 関係機関・団体等との連携

学校や地域における人権教育を促進するには、実施主体間の連携と学習会や研修会、講演会等の人権関連情報や教材、指導者などの提供が円滑に行われることが必要です。そのために、地域社会の多様な人材の活用や、人権尊重の社会を支える活動に関連する関係機関・団体等との連携及び協力体制の確立を図り、協働して人権教育を推進していきます。